

発行のご案内

株式会社みずほフィナンシャルグループ

第32回無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約※付)

期 間

10年

利 率

年 2.150%~年 2.750% (仮条件・税引前)

申込期間

2025年10月16日(木)~2025年10月29日(水)

申込期間前においても、商品内容に関するお問合せやご購入希望等がございましたらご連絡ください。
販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

発行の概要

条 件 決 定 日	2025年10月16日(木)
発 行 価 格	各社債の金額100円につき金100円
申 込 単 位	100万円以上100万円単位
払 込 期 日	2025年10月30日(木)
利 払 日	毎年4月30日および10月30日(初回利払日：2026年4月30日)
償 還 期 限	2035年10月30日
取 得 格 付	AA- (R&I)、AA- (JCR) (条件決定日に取得予定)

上記の各条件は予定であり、今後変更される可能性があります。

(注1)「実質破綻時免除特約」とは、発行会社について実質破綻事由※が生じた場合、目論見書に記載された「利息支払の方法」および「償還の方法」の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日※までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除きます。)の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、発行会社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除されるものです。

(注2)発行会社は、払込期日以降、税務事由※または資本事由※が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。

※ 「劣後特約」、「実質破綻事由」、「債務免除日」、「税務事由」および「資本事由」の説明につきましては、目論見書をご覧ください。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- 主なリスクについて** 本社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の経営・財務状況および外部評価の変化等により、損失が生じることがあります。
- 手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ご留意事項について** この表示は本社債に関する情報をお知らせするものです。本社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には、弊社から目論見書をお渡しいたしますので、必ずご覧ください。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会